

【規制区域への立入の再開について】

5月8日、国土地理院発表の「箱根山の火山活動に関する情報」により、新たな地殻変動が確認されたのをを受けて一時停止していた、温泉供給施設などの保守点検のための立入許可について、本日、箱根火山防災協議会の主要構成機関による臨時の会議を開催し、今後の防災対応について検討しました。

まず、国土地理院からその後の観測結果が報告されましたが、結論として今回5月10日の観測でも前回同様に地面が隆起している現象は継続しており、観測機関である気象庁や温泉地学研究所では、噴気の異常が見られ、火山性の地震が多発している場所でもあることから、完全に安全だとは判断できないとされ、立入にあたっては更なる安全対策が必要であるとの提言を受けました。

これを受けて箱根町は、立入者の安全を確保するための新たな安全対策として、5月12日以降、以下の条件を付して保守点検のための立ち入りを要望する業者に対して立ち入りを許可することとします。

- 39号蒸気井を中心とした半径200メートル内には立入らないこと。
- 立ち入る時間は午前中の2時間（9時～11時）を限度とすること。
- 立ち入る者については、強固な安全装備を装着又は携行し、不測の事態に備えること（ただし強固な建物内や車両内での作業は除く）。
- 作業員のほかに作業に従事しない連絡員を帯同し、いかなるときも連絡体制を保持すること。